

◎公職選挙法の一部を改正する法律

(平成二四年一月二六日法律第九四号(参))

一、提案理由(平成二四年九月五日・参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

○一川保夫君 では、私の方から、公職選挙法の一部を改正する法律案の提案理由説明をさせていただきます。

ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、民主党・新緑風会及び自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会を代表いたしまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

参議院選挙区選出議員の定数につきましては、平成六年、平成十二年、平成十八年に較差是正を図る等の改正が行われましたが、その後においても選挙区間の不均衡が拡大する傾向が見られ、平成二十二年国勢調査の確定値によれば、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差は最大一対五・一二となっておりです。

また、参議院選挙区選出議員の定数配分規定に関する平成二十一年九月三十日の最高裁判所判決におきましては、平成十九

公職選挙法の一部を改正する法律

年の通常選挙当時における定数配分規定は合憲とされたものの、投票価値の平等という観点からは、この定数配分規定の下でもなお大きな不平等が存する状態であり、国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえ、適切な検討が行われることが望まれるとの指摘がなされております。

参議院といたしましては、これらのことを真摯に受け止め、平成二十二年七月の通常選挙前には、参議院改革協議会において、選挙制度に関する専門委員会を設置し、平成二十二年の通常選挙への対応を協議するとともに、平成二十五年の通常選挙に向けた制度見直しの工程表を取りまとめました。また、平成二十二年七月の通常選挙後には、正副議長及び各会派の代表により構成される選挙制度の改革に関する検討会及び同検討会の下に選挙制度協議会を設置して、選挙区選出議員の定数較差問題を始め選挙制度の見直しについて検討を重ねてまいりました。

平成二十三年十二月に設置された選挙制度協議会におきましては、平成二十五年の次期通常選挙に向け、今国会中に協議会として一つの成案を得る必要があるとの共通認識の下、各会派から提出された改革案を踏まえ、定数較差是正、選挙区の単位、議員定数等を中心に協議を行いました。協議会の座長からは、各会派の意見を踏まえ、平成二十五年の次期通常選挙に係る当

面の定数較差是正策としていわゆる四増四減案と、平成二十八年の通常選挙に向けた抜本的な見直しに係る検討規定を盛り込んだ私案が提出されました。あわせて、定数削減の問題についても、これらの抜本的な見直しの中で、引き続き議論するとの考えも示されました。

このように協議を重ねましたが、全会派の合意に基づく成案を得るには至りませんでした。そこで、協議会における議論の経過を選挙制度の改革に関する検討会に報告をし、公職選挙法改正に向けて検討会での協議に委ねることとされましたが、検討会においても全会派の合意に基づく成案を得るには至りませんでした。

以上のような状況を受け、平成二十五年の次期通常選挙に向けて較差是正を行うとともに、平成二十八年の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする必要があるため、この法律案を取りまとめ、提出をした次第であります。

以下、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、参議院選挙区選出議員の各選挙区の定数の配分につきましては、神奈川県選挙区及び大阪府選挙区の議員定数を六人から八人にそれぞれ増員する一方、福島県選挙区及び岐阜県選挙区の議員定数を四人から二人にそれぞれ減員することとし

ております。

これにより、選挙区選出議員の選挙区間における議員一人当たりの人口の較差は、平成二十二年国勢調査の確定値において、最大一対四・七五に縮小することになります。

第二に、平成二十八年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ、選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行し、この法律の施行日以降その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用することとしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び内容であります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

二、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告(平成二四年九月七日)

○足立信也君 たいいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における

審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、参議院選挙区選出議員の議員一人当たりの人口に選挙区間で不均衡が生じている状況に鑑み、各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行うとともに、平成二十八年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとす

るものであります。

委員会におきましては、発議者から趣旨説明を聴取した後、本法律案提出に至る経緯、各会派の提案内容と四増四減案の關係、都道府県単位の選挙区の意義、許容される最大較差、定数削減を今行わない理由と今後の方針、選挙制度の抜本改革の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、国民の生活が第一を代表して中村哲治委員、みんなの党を代表して中西健治委員、日本共産党を代表して井上哲士委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律

三、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長報告(平成二十四年一月一日)

○加藤公一君 たいま議題となりました各法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、参議院提出の公職選挙法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、参議院の一票の格差を是正するため、参議院選挙区選出議員の各選挙区の配分につきまして、神奈川県及び大阪府の議員定数を六人から八人に、それぞれ増員し、福島県及び岐阜県の議員定数を四人から二人に、それぞれ減員するとともに、平成二十八年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院のあり方、選挙区間における議員一人当たりの人口の格差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとするとしております。

本案は、第百八十回国会の参議院提出に係るもので、本院において継続審査となつていたものであります。

今国会においては、本日、参議院議員一川保夫君から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数

をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

四、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特

別委員長報告(平成二四年一月二六日)

○轟木利治君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律案は、第百八十回国会において一川保夫君外三名から発議され、本院で可決し、衆議院で継続審査となっております。

その内容は、参議院選挙区選出議員の議員一人当たりの人口に選挙区間で不均衡が生じている状況に鑑み、各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行うとともに、平成二十八年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとするものであります。

委員会におきましては、発議者から趣旨説明を聴取した後、選挙制度の抜本改革の方向性、本年十月十七日の最高裁判決についての発議者の見解、定数削減の必要性等について質疑が行

われました。

質疑を終局し、討論に入りましただころ、国民の生活が第一を代表して森ゆうこ委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。